火災から命を守る

消防法と袋井市森町広域行政組合火災予防条例により、すべての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられます。
新築住宅は、6月1日(木)から、
既存住宅は、平成21年5月31日(日)までに
住宅用火災警報器を設置してください。

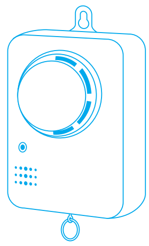
住宅用火災警報器を設置してください

Q? なぜ、設置しなければいけないのですか？

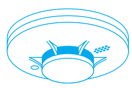
A! 住宅火災による死者数は、年々増加しています。死者の半数以上が高齢者で、死亡した原因の7割以上が「逃げ遅れ」です。

早めに火災に気付けば助かった可能性があります。

アメリカでも、住宅用火災警報器の設置が義務付けられていて、21年間で、火災による死者数は約半数にまで減っています。



壁取り付け式



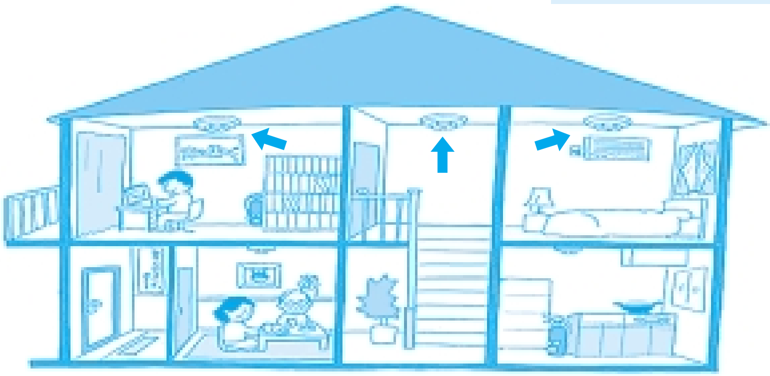
天井・壁取り付け式

日本消防検定協会 NS マーク

基準に合格したものには、日本消防検定協会のNSマークがついています。購入の目安として選びましょう。

Q? どこに設置すればよいのでしょうか？

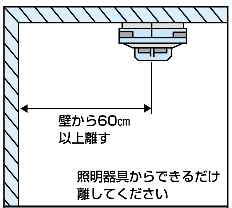
A! 寝室には設置が必要です。寝室が2階にある場合は、階段にも設置する必要があります。避難経路になる廊下やほかの部屋にも設置するとさらに安全です。



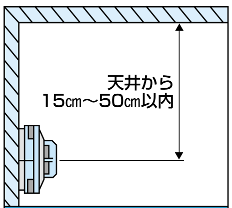
Q? 部屋のどこに取り付ければよいのでしょうか？

A! **<天井・壁取り付け式>**住宅用火災警報器の中心を壁から60cm以上離して取り付けてください。天井にはりがある場合は、はりから60cm以上離してください。

<壁取り付け式>住宅用火災警報器の中心を天井から15～50cm以内に取り付けてください。エアコンや換気扇の吹き出し口がある場合は、吹き出し口から1.5m以上離してください。



天井取り付けの場合



壁取り付けの場合

お手入れのポイント

- 月に1度は作動するか点検しましょう。
- 10年を目安に機器を更新してください。
- 電池の交換をお忘れなく！
- 機器に付いている取扱説明書をよく読みましょう。

悪質な訪問販売にご注意ください

◇消防職員が「住宅用火災警報器」や「消火器」を販売することはありません。

◇最寄りの消防署で住宅用火災警報器の相談を受け付けています。お気軽にお問い合わせください。

問 袋井消防本部予防課予防係　☎44-5114